別添六十四2・9・の次に次を加える。

2.10.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添六十四3・4・3・中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同別添別紙1を次のように改める。

別紙1　尾灯の配光における最小角の範囲㈱

配光の最小垂直角は、水平面から上方15°及び下方15°とする。ただし、尾灯を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、尾灯のH面の高さが地上750㎜未満の位置に取り付けられる場合にあっては、「下方15°」を「下方５°」とし、尾灯のH面の高さが地上2,100㎜を超える位置に取り付けられる場合にあっては、「上方15°」を「上方５°」と読み替えるものとする。

配光の水平方向の最小角は、基準軸から図１又は図２に示す範囲内とする。ただし、尾灯及び側方灯を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、保安基準第37条の規定に基づき側方灯により尾灯の配光角度を補完される尾灯にあっては、図１又は図２中「80度」を「45度」に読み替えるものとする。

図１　尾灯のH面の高さが地上750㎜以上となるように取り付けられている場合の当該尾灯のH面より下方の最小角：

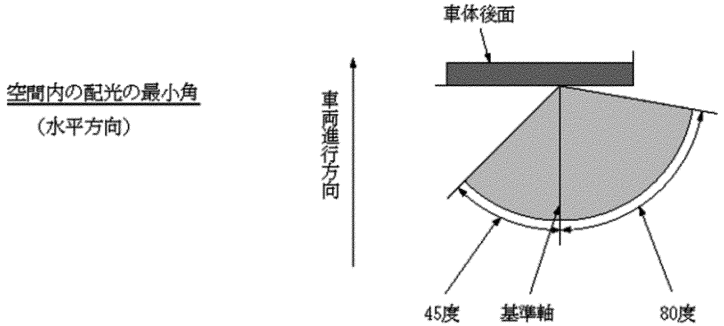
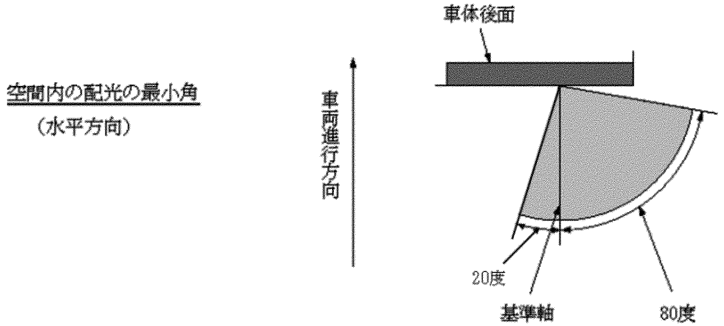


図２　尾灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の当該尾灯のH面より下方の最小角：



㈱　上図に示した角度は、車両の右側に装着する場合を示す。

別添六十四別紙11・1・6・中「照明部の地上からの高さが」を「尾灯のH面の高さが地上」に、「取り付ける尾灯は」を「取り付けられている場合にあっては」に改める。

別添六十六2・8・の次に次を加える。

2.9.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添六十六3・3・3・及び3・3・4・中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同別添別紙1中「地上から750㎜未満の高さに取り付ける駐車灯にあっては」を「駐車灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては」に改め、同別添別紙11・2・3・中「地上高750㎜未満の高さに取り付けることが意図されている駐車灯にあっては」を「駐車灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては」に改める。

別添六十七2・8・の次に次を加える。

2.9.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添六十七3・3・3・中「上方15°」の下に「（後部上側端灯のH面の高さが、地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°）」を加え、「後部上側端灯の内側方向45°の平面及び」を削り、同別添別紙1中「下方15°とする。」の下に「この場合において、後部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超える位置に取り付けられる場合にあっては、「上方15°」を「上方５°」と読み替えるものとする。」を加える。

別添六十八2・16・の次に次を加える。

2.17.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添六十八別紙四2・中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改め、同別添別紙五3・2・の次に次を加える。

3.3.　等級ⅠA、等級ⅠB、等級ⅢA又は等級ⅢBの反射器のH面の高さが、地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の光度係数は、3.1.にかかわらず、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。

単位：mcd／lx

	観測角α	照射角（単位：°）			
		垂直角V 水平角H	0° 0°	＋10° 0°	±5°
ⅠA ⅠB	20’ 1°30’		300 5	200 2.8	100 2.5
ⅢA ⅢB	20’ 1°30’		420 12	200 8	150 8

別添七十2・8・の次に次を加える。

2.9.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添七十3・3・4・中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同別添4・2・㈣①中「制動灯」を「制動灯（種類Ｓ２のもの（夜間）を除く。）」に改め、「0.3cd以上」の下に「、種類Ｓ２のもの（夜間）の光度は0.07cd以上」を加え、同別添別紙1を次のように改める。

別紙1　制動灯の配光における最小角の範囲㈱

配光の最小垂直角は、水平面から上方15°及び下方15°とする。ただし、制動灯を自動車に取り付けた状態で試験を行う場合であって、かつ、制動灯のH面の高さが地上750㎜未満の位置に取り付けられる場合にあっては、「下方15°」を「下方５°」とし、制動灯のH面の高さが地上2,100㎜を超える位置に取り付けられる場合にあっては、「上方15°」を「上方５°」と読み替えるものとする。

配光の水平方向の最小角は、基準軸から図１又は図２に示す範囲内とする。